

## 第3章 ごみ処理の状況

### 第1節 ごみ処理の現況及び課題

#### 1-1 ごみ処理フロー及び分別区分

##### 1) ごみ処理フロー

ごみ種類別の処理フロー図は、図3-1 に示すとおりです。

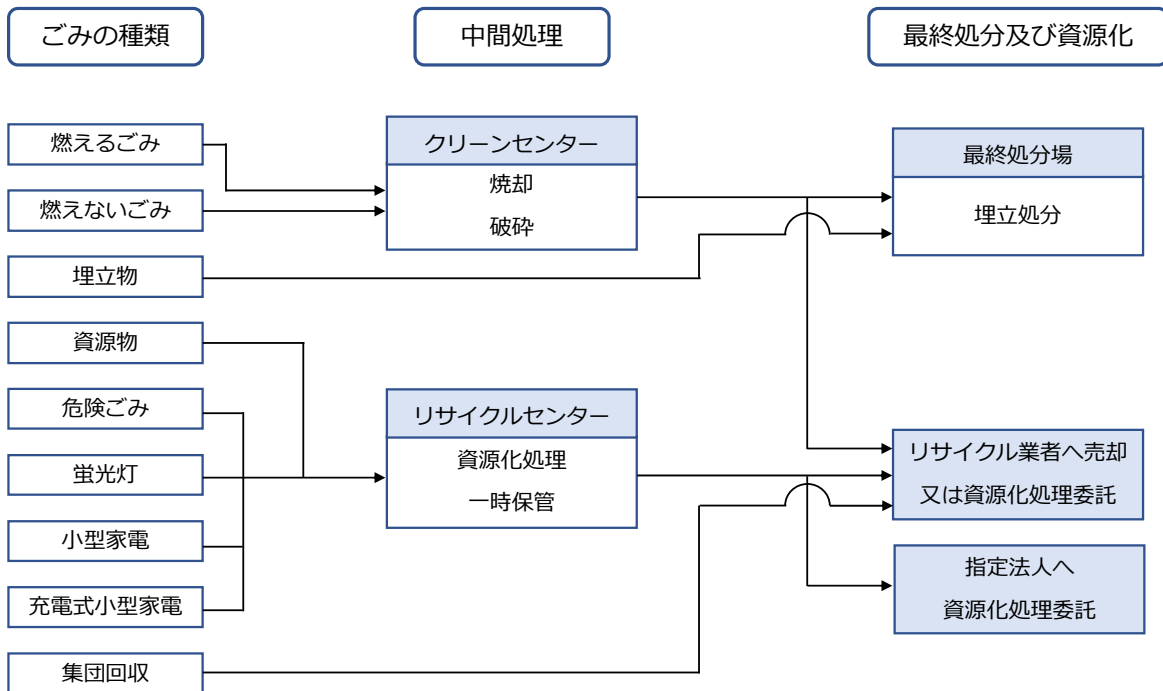


図3-1 (ごみの種類別の処理フロー図)

## 2) 分別区分

ごみの分別区分は、表3-1 に示すとおりです。

表3-1 (分別区分)

分別区分	収集	持込	処理及び一時保管施設
燃えるごみ	○	○	松阪市クリーンセンター
燃えないごみ	○	○	松阪市クリーンセンター
危険ごみ	○	○	松阪市リサイクルセンター 松阪市クリーンセンター 三雲リサイクルセンター
蛍光管	○	○	松阪市リサイクルセンター 松阪市クリーンセンター 三雲リサイクルセンター
資源物	○	○	松阪市リサイクルセンター 松阪市クリーンセンター 三雲リサイクルセンター
埋立物	×	○	松阪市一般廃棄物最終処分場
小型家電	×	○	松阪市リサイクルセンター 松阪市クリーンセンター 三雲リサイクルセンター
充電式小型家電	○	○	松阪市リサイクルセンター 松阪市クリーンセンター 三雲リサイクルセンター
家電リサイクル製品	×	○	松阪市クリーンセンター 指定引取場所
処理困難物	×	×	—

注：処理困難物については、回収及び処理することが可能な業者の情報提供を行います。

## 1-2 ごみ処理体制

## 1) 収集運搬体制

収集運搬体制は、市職員による収集運搬及び業務委託により行われています。

## 2) 収集頻度

収集頻度は表3-2 に示すとおりです。

燃えるごみは週2回、燃えないごみは隔週または月2回、プラスチック容器・袋は週1回、資源物は月1回の収集頻度としています。

令和3(2021)年4月からは、充電式小型家電を月1回の収集頻度で回収しています。

表3-2 (収集頻度)

	燃えるごみ	燃えないごみ	危険ごみ	充電式小型家電	蛍光管	資源物	
							プラスチック容器・袋
本庁管内	2回/週	隔週	隔週	1回/月	1回/月	1回/月	1回/週
嬉野管内	2回/週	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/週
三雲管内	2回/週	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/週
飯南管内	2回/週	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/週
飯高管内	2回/週	2回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	1回/週

注：嬉野管内について、危険ごみのうち乾電池は2回/月

### 3) ごみの処理施設の概要

松阪市の一般廃棄物の処理を行っているごみの処理施設の概要は表3-3～表3-5 に示すとおりです。

表3-3 (松阪市クリーンセンターの概要(燃えるごみ、燃えないごみ))

名称	松阪市クリーンセンター(写真3-1)
所在地	松阪市桂瀬町751番地
施設	熱回収施設(焼却施設) 破砕選別施設(粗大ごみ処理施設) 資源物保管庫(資源物等の受入)
供用開始	平成27年4月 (資源物保管庫は令和元年7月)
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
処理能力	焼却施設 : 200t/日(100t/24h×2炉) 粗大ごみ処理施設 : 26t/5h (燃えないごみ・燃えない粗大ごみ 20t/5h 燃える粗大ごみ 6t/5h)
発電出力	最大3,500kW

表3-4 (松阪市リサイクルセンターの概要(資源物等))

名称	松阪市リサイクルセンター(写真3-2)
所在地	松阪市町平尾町351番地2
施設	リサイクルセンター(プラスチック容器・袋の手選別及び圧縮梱包) 空ビン選別棟(空ビンの3色手選別) ペットボトル処理棟(ペットボトルの手選別及び圧縮梱包) アルミ缶処理棟(飲食用アルミ缶の破砕選別) 資源物保管庫(白色トレーの手選別、小型家電、充電式小型家電、資源物等の受入)
竣工	リサイクルセンター : 平成24年2月 空ビン選別棟 : 平成10年8月 ペットボトル処理棟 : 平成10年3月 アルミ缶処理棟 : 平成12年10月 資源物保管庫 : 平成15年3月
処理能力	プラスチック圧縮梱包機 : 4t/日(5h) ペットボトル圧縮梱包機 : 700kg/h 飲食用アルミ缶破砕選別機 : 200kg/h

表3-5 (松阪市一般廃棄物最終処分場の概要(埋立物))

名称	松阪市一般廃棄物最終処分場(写真3-3)
所在地	松阪市上川町985番地
竣工	平成11年3月
埋立構造	準好気性埋立
埋立方式	セル工法
対象物	焼却灰、破碎残渣等
埋立面積	29,400 m <sup>2</sup>
埋立容量	219,000 m <sup>3</sup>



写真3-1 (松阪市クリーンセンター)



写真3-2 (松阪市リサイクルセンター)



写真3-3 (松阪市一般廃棄物最終処分場)

### 1-3 ごみ排出量及びごみ処理量の実績

#### 1) ごみ排出量及びごみ処理量の実績

##### (1) ごみ排出量の実績

ごみの総量（集団回収量を含む）（以下「総ごみ量」という。）の実績は表3-6及び図3-2に示すとおりです。総ごみ量は、ほぼ横ばいで推移しており令和3(2021)年度は、58,212t/年度となっています。しかし、住民自治協議会や自治会等が実施している集団回収の量は減少しており、令和3(2021)年度の回収量は2,350t/年度となっています。

表3-6 (ごみ排出量の実績)

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365
人口	人	163,863	162,919	161,975	161,031	160,087	159,145	157,872
家庭系ごみ (集団回収量を除く)	t/年度	40,583	39,561	39,735	39,920	40,144	40,811	39,874
事業系ごみ	t/年度	14,970	14,963	15,334	15,552	15,880	14,495	15,988
集団回収量	t/年度	4,456	3,848	3,353	3,096	2,915	2,509	2,350
総ごみ量	t/年度	60,009	58,372	58,422	58,568	58,939	57,815	58,212
1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量を含む)	g/人・日	1,001	982	988	996	1,006	995	1,010
総ごみ量 (集団回収量を除く)	t/年度	55,553	54,524	55,069	55,472	56,024	55,306	55,862
1人1日当たりごみ排出量 (集団回収量を除く)	g/人・日	926	917	931	944	956	952	969

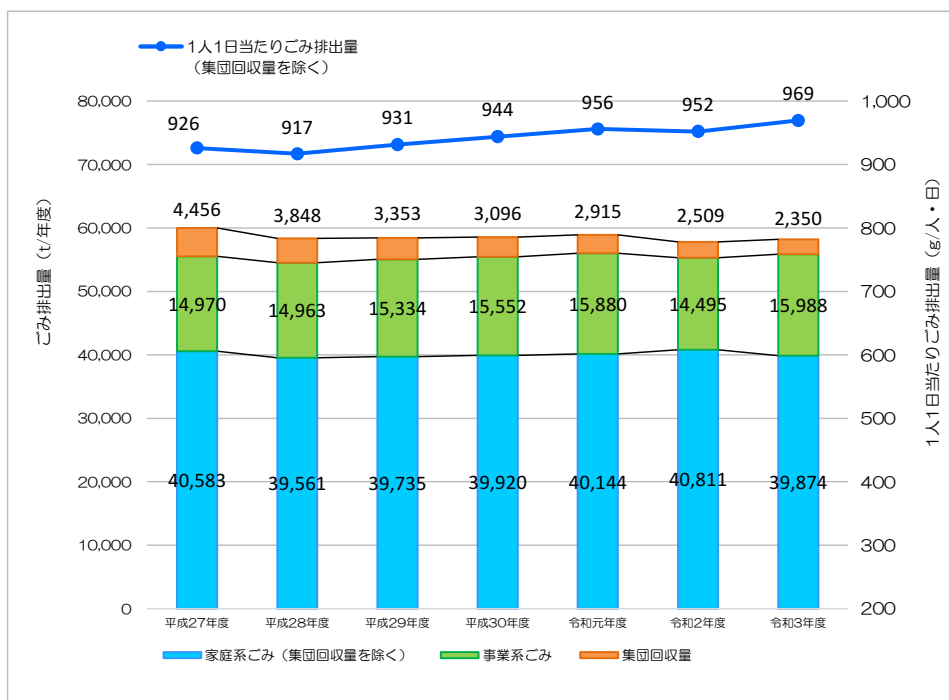


図3-2 (ごみ排出量の実績)

(2) 中間処理の実績

令和3(2021)年度の松阪市クリーンセンターの処理実績は、直接焼却量が48,693t、燃えないごみの破碎量が2,777tとなっています。破碎した残渣のうち、燃えないごみに含まれる可燃分(679t)は、焼却処理されています。松阪市リサイクルセンターでは、ペットボトル、プラスチック容器・袋の圧縮梱包、空ビン、白色トレイ、充電式小型家電の手選別、飲食用アルミ缶、スプレー缶の破碎選別を行っており、令和3(2021)年度の稼働実績は、1,596tとなっています。

表3-7 (松阪市クリーンセンターの稼働実績)

		令和3年度
焼却量	直接焼却量	48,693 t
	燃えないごみに含まれる可燃分	679 t
破碎量		2,777 t
発電量		23,049,250 kWh
売電収入		2億5,722万5千円

表3-8 (松阪市リサイクルセンターの稼働実績)

		令和3年度
圧縮梱包	ペットボトル	185 t
	プラスチック容器・袋	613 t
手選別	白色トレイ	8 t
	空ビン	702 t
	充電式小型家電	3 t
破碎選別	飲食用アルミ缶	37 t
	スプレー缶	48 t
合計		1,596 t

(3) 最終処分の実績

最終処分量の搬入実績及び残余容量は、表3-9及び表3-10に示すとおりです。松阪市一般廃棄物最終処分場では、焼却灰、破碎埋立物、直接埋立物を埋め立てています。令和4(2022)年6月の残余容量調査を行った時点では、残余容量は35,797m<sup>3</sup>であり、埋立可能容量の約80%が埋め立てられています。

表3-9 (松阪市一般廃棄物最終処分場の搬入実績)

	令和3年度
焼却灰	5,793 t
破碎埋立物	1,043 t
直接埋立物	1,931 t
合計	8,767 t

表3-10 (最終処分場の残余容量)

	令和4年6月時点
埋立容量	219,000 m <sup>3</sup>
残余容量	35,797 m <sup>3</sup>

## 2) ごみ質の状況

燃えるごみのうち、紙類の割合は約42%程度を占めています。

また、水分が多い厨芥類(生ごみ)の割合は7%程度となっています。厨芥類は食品ロスの削減や水切りによってさらに減量できる可能性があります。今後も定期的に組成分析を行い、ごみ質の変動を確認していきます。

さらに、松阪市クリーンセンターでは、ごみを燃やした時に発生する熱を利用して発電及び売電を行っています。売電単価は燃えるごみ中のバイオマスの割合によって変動するため、毎月バイオマス比率<sup>※1</sup>を計算しています。令和3(2021)年度のバイオマス比率の平均値は60.7%で、すべての余剰電力は、松阪市の施設等へ松阪新電力株式会社が小売供給するという形で、エネルギーの地産地消に寄与しています。なお、余剰電力による売電収入は、松阪市クリーンセンターの維持管理・整備等に要する経費に活用しています。

表3-11 (燃えるごみの組成分析結果(乾ベース))

項目	令和3年度(12ヶ月平均)
紙類	42.0% <sup>※2</sup>
繊維類	4.7%
プラスチック類	20.5%
草木類	21.0%
厨芥類	6.9%
不燃物類	1.8%
その他	3.1%
合計	100%

※1 燃えるごみの中に含まれる動植物等の生物資源であるバイオマス等がもつ熱量により計算される値

※2 重量パーセント(=各項目の重量÷燃えるごみ全体の重量)

## 3) ごみ処理経費

令和3(2021)年度の修繕費等の施設整備に係る経費を除いた、ごみ処理年間経費は約17.2億円です。そのうち、約50%程度を収集運搬費が占めています。また、市民1人当たりの令和3(2021)年度ごみ処理経費は、約11,000円となっています。

表3-12 (ごみ処理経費(令和3年度))

	ごみ処理年間経費	1人当たりの経費	
		1t当たりの経費	1人当たりの経費
収集運搬費	846,024千円	15,145円	5,256円
中間処理費	545,389千円	9,763円	3,389円
最終処分費	75,404千円	1,350円	468円
その他処理及び維持管理費	258,018千円	4,619円	1,603円
合計	1,724,835千円	30,877円	10,716円

## 1-4 ごみ減量化及び再生利用の状況

## 1) 資源物回収の状況

収集又は持ち込まれた資源物は、松阪市リサイクルセンターで手選別や圧縮梱包などの中間処理又は一時保管した後、リサイクル業者に引き渡しています。

表3-13 (資源物回収の実績(令和3年度))

資源物回収品目	回収量 (t/年度)
新聞紙	176
雑誌・雑紙	248
ダンボール	206
牛乳パック	6
古着類	180
ペットボトル	185
プラスチック容器・袋	613
白色トレイ	8
飲食用アルミ缶	37
空ビン	702
合計	2,361

## 2) 集団回収活動の状況

集団回収活動の状況は、表3-14に示すとおりです。

集団回収で集められた資源物は古紙リサイクル業者等に売却されています。

また、資源物の集団回収活動を行った団体に対して、回収量に応じた補助金を交付しています。平成20(2008)年度以降、補助金単価が統一され、回収した資源物1kgあたり3円(リユースビンは1本3円)を交付しています。近年では事業者の店頭回収などにより回収量が年々減少しています。

表3-14 (集団回収の実績(令和3年度))

集団回収活動対象品目	回収量 (t/年度)
新聞紙	959
雑誌・雑紙	595
ダンボール	650
牛乳パック	8
古着類	137
ビン類	1
合計	2,350

注：資源物回収の品目とは異なります。



3) 資源化の状況

令和3(2021)年度の資源化量は5,867tであり、総ごみ量58,212tのうちの10.08%を占めています。資源化量の内訳は、燃えないごみを破碎処理した際に出る鉄やアルミ、収集された資源物等です。

また、新聞紙や雑誌・雑紙などは直接資源化ができるため、リサイクル業者等へ売却しています。ペットボトルやプラスチック容器・袋などは指定法人へ資源化処理の委託をしています。

表3-15 (資源化の実績(令和3年度))

品目	資源化量 (t/年度)	備考
破碎鉄	817	燃えないごみ中の鉄
破碎アルミ	113	燃えないごみ中のアルミ
粗大鉄	122	粗大ごみ中の鉄
粗大アルミ	3	粗大ごみ中のアルミ
破碎可燃鉄	1	破碎可燃物中の鉄
スプレー缶(鉄)	45	危険ごみ中のスプレー缶(鉄)
スプレー缶(アルミ)	3	危険ごみ中のスプレー缶(アルミ)
飲食用アルミ缶	37	
空ビン(透明、茶)	564	
新聞紙	1,135	集団回収(959t)含む
雑誌・雑紙	843	集団回収(595t)含む
ダンボール	856	集団回収(650t)含む
牛乳パック	14	集団回収(8t)含む
古着類	317	集団回収(137t)含む
空ビン(集団回収)	1	
小型家電	19	
充電式小型家電	3	
乾電池	18	危険ごみ中の乾電池
蛍光管	12	
ペットボトル	185	
プラスチック容器・袋	613	
白色トレイ	8	
空ビン(その他)	138	
合計	5,867	

4) 生ごみ堆肥化容器等の購入補助

家庭から出る生ごみを堆肥化、再生利用するために、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機等の購入補助(補助率1/2、上限30,000円)を行っています。

生ごみ堆肥化容器は、微生物の分解により、生ごみの減量又は堆肥化を行うための容器をいいます。また、生ごみ処理機は、生ごみを加熱(乾燥)又は微生物の分解により、生ごみの減量又は堆肥化を行うための電気機器をいいます。

令和3(2021)年度の補助実績は、生ごみ堆肥化容器の補助件数は53件、生ごみ処理機の補助件数は35件です。

### 5) 生ごみ堆肥化の推進

平成 24(2012)年度より生ごみ堆肥化講座を実施しています。講座では堆肥化の仕組み、ダンボールコンポストの作り方、資材の扱い方など実習を交えて開催しています。



写真 3-4 (ダンボールコンポスト)

### 6) 紙類の資源化の推進

燃えるごみとして排出される紙類の中には、資源物として扱える紙類が多く含まれています。松阪市では、令和元(2019)年度及び令和 3(2021)年度に、資源として排出できる紙の種類と出し方の周知を図るため、資源物を出しに来ていただいた市民の方を対象に「雑紙回収袋」の配布を行いました。

その結果、「紙類をひもで十文字にしばって出す必要がなく、お手軽に回収場所に出すことができ便利」とのご意見を頂いています。今後もこの事業を継続して推進していくことで、燃えるごみに含まれる紙類の資源化につなげていきます。



写真 3-5 (雑紙回収袋)

7) 啓発活動

ごみの排出抑制・リサイクルを進めるためには、市民の意識向上を図り、意識啓発を進め、実際にごみ減量やリサイクルなどへ取り組む市民、事業者を増やしていくことが必要です。実践している啓発活動は、表3-16に示すとおりです。

表3-16 (啓発活動と内容)

啓発活動	内容
出前講座の開催	環境学習の一環として、ごみの減量・資源化につながる講座を自治会や公民館等で開催し、市民の意識向上を図っています。具体的な講座内容として、生ごみの堆肥化講座、マイ箸作り講座、買い物ゲーム、ごみの分別の説明会などを行っています。
工場見学の実施	小学校や市政バスを対象に松阪市リサイクルセンター、松阪市クリーンセンター、松阪市一般廃棄物最終処分場等での工場見学を受入れ、松阪市のごみの現状を理解してもらうとともに3Rの取組について周知を図っています。
環境教育の充実	小学生を対象にした社会科の教材を作成し、松阪市のごみ処理の流れや環境保全について学習する機会を設けるとともに、工場見学やパッカー車体験を開催し、小学生の時からごみに対する意識を高める取組をしています。
松阪市 3R サポーターの活動	平成 24 年度より、ごみ減量や3Rの啓発活動を行うとともに、ごみや3Rに関する情報の把握や発信のための活動を行っています。



写真 3-6 (出前講座)



写真 3-7 (工場見学 (松阪市リサイクルセンター))



写真 3-8 (工場見学 (松阪市クリーンセンター))



写真 3-9 (工場見学 (松阪市一般廃棄物最終処分場))



写真 3-10 (パッカー車体験)



写真 3-11 (3R サポーターの活動)

## 1-5 ごみ処理の評価

松阪市のごみ処理の状況について、平成 19(2007)年 6 月に環境省から公表された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 平成 25(2013)年 4 月改訂)」に基づき、評価を行います。

同指針では、一般廃棄物処理システムの評価のため「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」を作成することとしており、環境省では同表の作成を支援するために「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下「支援ツール」という。)を公開しています。支援ツールを活用することで多くの市町村が自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に役立てることが出来ます。処理計画を策定する際の基礎データとしても用いられます。

評価結果を表 3-17 及び図 3-3 に示します。各指標において、類似都市\*の平均値を 100 として、指数化しています。指数値が 100 より高いと平均よりも優れていると言えます。

令和 2(2020)年度実績値で、人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量は 976g/人・日であり、類似都市の平均値 896g/人・日より 80g/人・日程度高い値となっています。

廃棄物からの資源回収率は 10.9%であり、類似都市の平均値 17.1%より 6.2%低くなっています。

廃棄物のうち最終処分される割合は 13.3%であり、類似都市の平均値 7.1%と比較して 6.2%高い値となっています。また、直接埋立、焼却残渣、処理残渣の埋立形態別の算定結果(補足指標)を表 3-18 に示します。直接埋立の割合は 0.9%であり類似都市の平均値 1%と同程度ですが、焼却残渣 10.3%は平均値 5.4%の約 2 倍、処理残渣 2.1%は平均値 0.6%の約 3.5 倍と高い結果となっています。

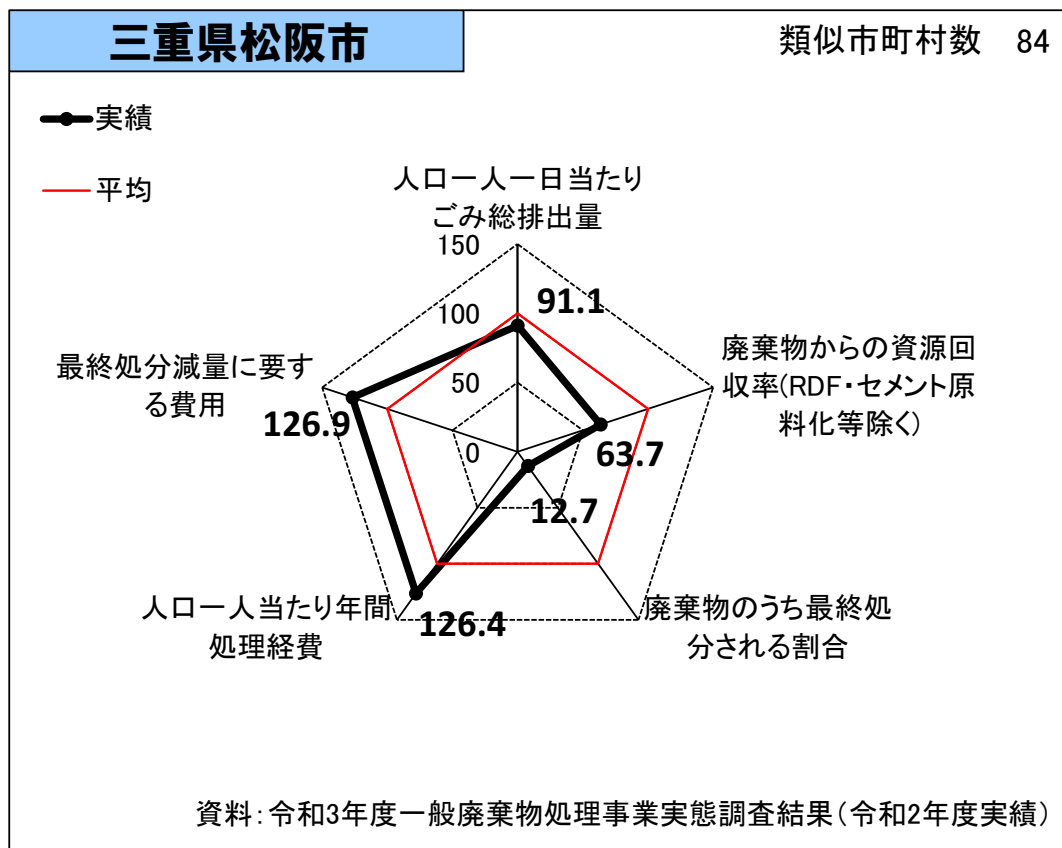
処理コストは、人口 1 人当たり年間処理経費(10,217 円/人・年度)及び最終処分減量に関する費用(31,509 円/t)は、類似都市の平均値よりも安く、優れています。

※類似都市とは

東海地方における市(政令指定都市、特別区、中核市、特例市を除く): 84 市  
各市の指標値については、資料編「資料 2 類似都市のごみ処理の評価」参照

表3-17 (評価支援ツールによる算出結果)

標準的な指標	(A) 人口1人1日当 たりごみ総排出量 (kg/人・日)	(B) 廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料 化等除く) (%)	(C) 廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	(D) 人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	(E) 最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.896	0.171	0.071	13,888	43,114
最大	1.554	0.393	0.218	27,646	99,826
最小	0.616	0.04	0	7,021	21,515
標準偏差	0.151	0.069	0.047	4,312	13,413
松阪市実績	0.976	0.109	0.133	10,217	31,509
指数値	91.1	63.7	12.7	126.4	126.9



出典: 「令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和2年度実績)」に基づく  
支援ツールでの算定結果に基づき作成

図3-3 各指標の評価結果

表3-18 (最終処分される割合(埋立形態別))

補足指標	埋立形態別 最終処分される割合		
	(C-1) 直接埋立 最終処分量 (%)	(C-2) 焼却残渣 最終処分量 (%)	(C-3) 処理残渣 最終処分量 (%)
平均	0.01	0.054	0.006
最大	0.15	0.137	0.095
最小	0	0	0
標準偏差	0.021	0.041	0.012
松阪市実績	0.009	0.103	0.021
指数値	110	9.3	-150

注：指数は、平均値だと100、平均値の2倍だと0、平均の3.5倍だと-150  
 出典：「令和3年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和2年度実績)」に基づく  
 支援ツールでの算定結果に基づき作成

表3-19 (標準的な評価項目(指標)の評価と指数の算出方法)

指標	指数化の方法	指数の見方
人口一人一日当たりごみ総排出量(kg/人・日)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
廃棄物からの資源回収率(%)	$\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
廃棄物のうち最終処分される割合(t/t)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
人口一人当たり年間処理経費(円/人・年)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人当たり処理経費は少なくなる
最終処分減量に要する費用(円/t)	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」  
 (平成25年4月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

## 1-6 課題の抽出

### 課題 1 ごみ発生抑制

1人1日当たりごみ排出量（集団回収量を含む）は近年、ほぼ横ばいで推移しています。令和3(2021)年度の1人1日当たりごみ排出量（集団回収量を除く）は969g/人・日となり、第1期見直し版の中間目標年度（令和8(2026)年度）の目標値である822g/人・日を達成するためには、さらなる発生、排出抑制及び減量化が必要です。

家庭系ごみの発生、排出抑制及び減量化のためには、生ごみの水切り及び堆肥化、並びに食品ロスの削減などについて啓発を強化していく必要があります。

また、燃えるごみに占める紙類の割合は、令和3(2021)年度の平均値で約42%を占めているため、分別を徹底することで、さらなる資源化率の向上、ごみ排出量を削減する取り組みについて検討する必要があります。

### 課題 2 資源化率

資源化率は、年々減少傾向を示しています。主な理由として資源物及び集団回収量の減少が大きな要因となっています。令和3(2021)年度の資源化率は10.1%で、第1期見直し版の中間目標年度及び最終目標年度の値である24%以上を達成するのが困難な状況になっています。今後は、焼却灰及び燃えるごみに含まれる紙類を資源化することによって目標値の達成を目指します。

### 課題 3 最終処分量

松阪市一般廃棄物最終処分場（以下「現最終処分場」という。）が、平成11(1999)年度に供用開始し、令和3(2021)年度末には埋立量が80%を超える中、令和3(2021)年度の最終処分量は8,767tで、中間目標年度の目標値である1,200t以下を超過しています。最終処分量に占める焼却灰や破碎処理残渣の割合が大きいことから焼却灰の資源化に取り組むことや燃えないごみを削減することによって中間目標年度の目標値の達成を目指します。

また、今後は、最終処分量の削減に努めるとともに、令和9(2027)年度の供用開始を目指して新たな一般廃棄物最終処分場（以下「新最終処分場」という。）の整備に取り組んでいきます。

新最終処分場では、供用開始に併せて焼却灰の資源化を実施することを計画しています。

### 課題 4 ごみ処理体制

ごみの資源化を促進したり、家庭から排出されるごみを迅速、かつ衛生的に処理するために、市民の協力を得ながら、効率的な収集運搬の方法と市民にわかりやすい分別区分やその種類等について、継続的に検討をしていく必要があります。

### 課題 5 ごみ処理経費

ごみ処理施設の老朽化等により、維持管理費等が増大することを見込んでいます。

このことを踏まえ、中間処理施設や最終処分場のごみ処理体制を効率化することにより、ごみ処理経費の削減に努める必要があります。

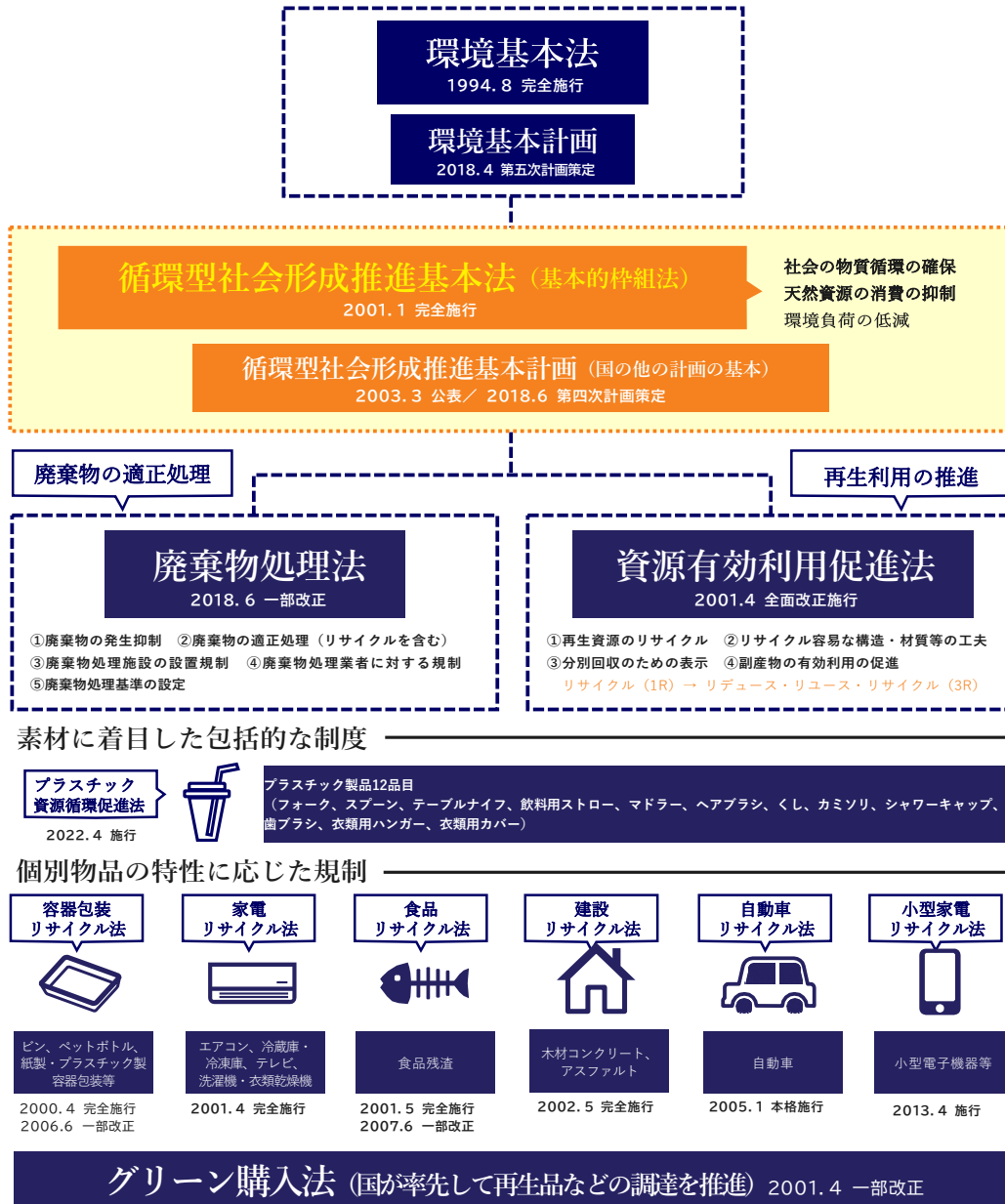
## 第2節 ごみ処理行政の動向

### 2-1 関連法令の整理

#### 1) 廃棄物に関する法体系

主な廃棄物関連法制度の体系は、以下のとおりです。

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画が策定されています。循環型社会のあるべき姿についてのイメージを掲げ、循環型社会形成のための数値目標を設定するとともに、国及びその他自治体が主体の取組の方向性が示されています。



出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画」に一部追記

図3-4 (廃棄物・リサイクル関連法整備状況)



## 2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 13(2001)年度の循環型社会形成推進基本法施行後、「循環型社会形成推進基本計画」が策定されるとともに各種リサイクル関連法も整備され、社会全体で循環型社会の形成を推進してきたが、近年の社会情勢の変化を鑑み、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処分の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」等を新たな政策の柱として、平成 30(2018)年 6 月に新たに「第四次循環型社会形成推進基本計画」を定めています。

### ■数値目標

一般廃棄物の減量化に関する数値目標としては、以下に 3 つの項目が示されています。  
(目標年度：令和 7(2025)年度)

- ① 1 人 1 日あたり排出量 約 850 g/人・日  
(※ごみ・資源物を含む総量)
- ② 1 人 1 日あたり家庭ごみ排出量 約 440 g/人・日  
(※資源物を除く)
- ③ 事業系ごみ排出量 約 1,100 万 t  
(※資源物を除く)

## 3) 三重県循環型社会形成推進計画

循環型社会の形成に向けた県の取組の成果を表す指標として、以下に示す目標数値を設定しています。第四期計画の一般廃棄物の数値目標（モニタリング指標）については、国の基本方針を踏まえるとともに、第三期計画の目標の達成状況やプラスチック対策及び食品ロス等対策といった社会的課題に取り組むことで、以下のように定められています。

### ■数値目標（モニタリング指標）

(目標年度：令和 7(2025)年度)

- ① 1 人 1 日あたりのごみ量（一般廃棄物）排出量 902g/人・日
- ② 一般廃棄物の資源化率 27.3%
- ③ 一般廃棄物の最終処分量 10 千 t

## 4) SDGs の実現に向けた動き

平成 27(2015)年9月の国連総会において、経済・社会・環境の三つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」が掲げられ、持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。17 のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

三重県は SDGs と関わりが深く、平成 28(2016)年に開催された伊勢志摩サミットは、平成 27(2015)年の SDGs 採択後、初めて開催されたサミットであり、「G7 伊勢志摩首脳宣言」において、実施を推進することにコミットすることが世界に発信された地でもあります。また、令和 2(2020)年8月には内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されたことを受け、「三重県 SDGs 未来都市計画」が策定されています。

松阪市のごみ処理基本計画では、17 のゴールの中でも目標 12 及び目標 14 が主に関連します。目標 12「つくる責任つかう責任」では、リサイクルのしやすさに配慮した製品等の生産活動や、ものを大切にリユースを前提とした消費活動により、持続可能な生産・消費活動を目指します。また、目標 14「海の豊かさを守ろう」では、プラスチック使用量・プラスチックごみ発生量を削減することで海の汚染を減らすことを目指します。



図 3-5 (SDGs の 17 のゴール概要)

## 2-2 近隣市町の動向

近隣市町におけるごみ処理量の状況は表3-20に示すとおりです。

三重県平均と比較すると、「1人1日当たりごみ排出量」はやや多く、「資源化率」は10%程度低く、「最終処分率」は10%程度高い値となっています。このことを踏まえ、「第1節 1-7 課題の抽出」で記述した課題は、三重県平均との比較においてもあてはまるのがわかります。松阪市としては、「1人1日当たりごみ排出量」、「最終処分率」の削減及び「資源化率」の向上について、特に取り組んでいく必要があります。

表3-20 (近隣市町におけるごみ処理状況)

市町名	計画 収集人口 (人)	ごみ 総排出量 (t)	1人1日当 りごみ排出量 (g/人・日)	資源化量 (t)	資源化率 (%)	最終 処分量 (t)	最終 処分率 (%)
津市	276,323	102,685	1,018	23,534	22.9	1,558	1.5
四日市市	311,716	105,653	929	23,121	21.9	1,153	1.1
伊勢市	124,543	50,283	1,106	12,555	25.1	21	0.04
<b>松阪市</b>	<b>162,244</b>	<b>57,815</b>	<b>976</b>	<b>6,278</b>	<b>10.9</b>	<b>7,665</b>	<b>13.3</b>
桑名市	141,458	53,301	1,032	7,932	14.4	1,590	3.0
鈴鹿市	199,249	68,005	935	14,080	20.7	1,720	2.5
名張市	77,708	20,980	740	1,181	5.6	860	4.1
尾鷲市	17,253	6,368	1,011	1,477	23.2	140	2.2
亀山市	49,530	17,551	971	5,137	29.1	0	0.0
鳥羽市	18,029	8,033	1,221	1,584	19.6	69	0.9
熊野市	16,476	6,176	1,027	2,153	34.9	98	1.6
いなべ市	45,422	13,430	810	3,294	24.4	135	1.0
志摩市	46,104	17,633	1,048	3,006	17.0	760	4.3
伊賀市	90,097	25,992	790	2,792	10.7	570	2.2
木曾岬町	6,200	1,617	715	433	26.8	34	2.1
東員町	25,931	7,177	758	2,030	28.3	94	1.3
菰野町	41,613	12,322	811	3,260	27.5	224	1.8
朝日町	10,980	2,219	554	433	19.5	0	0.0
川越町	15,227	3,371	607	695	20.6	0	0.0
多気町	14,404	4,911	934	838	17.1	864	17.6
明和町	23,088	7,232	858	1,571	21.4	91	1.3
大台町	9,024	2,915	885	467	16.0	282	9.7
玉城町	15,405	4,812	856	1,139	22.8	25	0.5
度会町	8,043	2,806	956	532	19.0	2	0.1
大紀町	8,270	2,479	821	248	10.0	255	10.3
南伊勢町	11,869	4,313	996	298	7.2	549	12.7
紀北町	15,343	6,857	1,224	4,171	60.8	164	2.4
御浜町	8,279	2,138	708	1,270	59.4	229	10.7
紀宝町	10,757	3,208	817	1,942	60.8	315	9.8
<b>県合計</b>	<b>1,800,585</b>	<b>622,282</b>	<b>947</b>	<b>127,451</b>	<b>20.4</b>	<b>19,467</b>	<b>3.1</b>

注：資源化率＝(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみ処理量+集団回収量)

最終処分率＝(直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量)÷(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査(令和2年度実績)を編集